

メグリアポイント利用規約

第1条（目的）

本規約は、トヨタ生活協同組合（以下「当組合」という）が、当組合の事業を利用される組合員のみなさま（以下「利用者」という）に対して提供するメグリアポイントサービス（以下「本ポイントサービス」という）の基本的なルールを定めるものです。

第2条（本ポイントサービスの対象）

本ポイントサービスは、利用者が当組合の発行するメグリアカード（以下「本カード」という）またはスマホ上のメグリアアプリ（以下「本アプリ」という）を提示して当組合の事業を利用される場合を対象とします。

第3条（ポイントの付与）

1. 利用者が当組合の事業を利用した際、お買い上げ金額および決済手段に応じた当組合所定の還元率でポイントを付与します。
2. 店舗等、当組合が本カードまたは本アプリの提示を定めている事業において、精算時に本カードまたは本アプリの提示がない場合は、原則としてポイントは付与しません。
3. 当組合がポイント対象外として別途指定する商品およびサービスについては、ポイント付与の対象外とします。
4. 当組合が指定する曜日、期間、特定のキャンペーンまたは企画等においては、別途当組合が定める方式により、特別にポイントを付与する場合があります。

第4条（ポイントの利用）

1. 貯まったポイントは、「1ポイント=1円」として、1ポイント単位から、当組合の店舗および指定事業での買い物代金（消費税等を含む）の全部または一部の支払いにいつでも利用できます。
2. 貯まったポイントを、直接現金と交換（換金）することは一切できません。

第5条（ポイントの有効期限と失効）

1. ポイントの有効期限は、「最後にポイントが付与された日、または最後にポイントを利用した日のいずれか遅い日（最終利用日）から1年間」とします。有効期限はレシート等に記載します。
2. 最終利用日から1年間、メグリアでのポイントの付与または利用が一度もなかった場合、お持ちのポイントはすべて失効します。失効したポイントを元に戻すことはできません。

第6条（商品を返品される場合の処理）

ポイントが付与されたお買い上げ商品を返品される場合は、購入時のレシート等（購入を証明するもの）および本カードまたは本アプリを提示のうえお申し出ください。返品される金額に応じて、すでに付与されたポイントを差し引きます。この際、ポイント残高が不足する場合は、不足ポイント相当額を請求いたします。

第7条（禁止事項）

利用者は、ご自身が貯めたポイントを、他人に譲渡したり、貸与したり、複数の本カードまたは本アプリのポイントと合算して使用することはできません。

第8条（本カード等の紛失・盗難・破損と免責）

1. 本カードまたは本アプリを紛失・盗難された場合、または破損してしまった場合は、速やかに当組合へお申し出ください。
2. 当組合が定める所定の手続きにより本カードの再発行を行った場合、当組合のシステム上で確認できた時点のポイント残高を新しい本カードへ引き継ぐことができます。
3. ただし、本カードまたは本アプリの紛失や盗難等により第三者によってポイントが不正に利用された場合、当組合はその利用されたポイントの補償や返還等について責任を負いません。

第9条（当組合を脱退される場合の取り扱い）

利用者が当組合を脱退（退会）される場合、当組合のシステム上で脱退手続きが完了した時点をもって、お持ちのポイントはすべて失効し、本ポイントサービスを利用する一切の権利を失います。

第10条（システムの障害等に関する免責）

停電、通信回線の不具合、コンピューターシステムの障害、天災地変、その他当組合のコントロールが及ばないやむを得ない事由により、一時的にポイントの付与や利用ができない事態が生じた場合、当組合はこれにより利用者に生じた不利益や損害について責任を負いません。

第11条（規約およびサービス内容の変更・終了）

1. 当組合は、民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に基づき、関係法令の変更、社会経済情勢の著しい変化、その他当組合の事業運営上必要と判断した場合、利用者の事前の同意を得ることなく、本規約の条項や本ポイントサービスの内容（ポイントの還元率や対象商品など）を変更、または本ポイントサービス自体を終了することができます。
2. 本規約の変更または本ポイントサービスの終了を行う場合、当組合は効力発生時期の相当な期間前までに、その変更内容および効力発生をの時期を、当組合のウェブサイトへの掲載、または各店舗でのポスター掲示等の方法により、お知らせします。

第12条（準拠法および裁判管轄）

本規約は、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとします。また、本ポイントサービスに起因または関連して当組合と利用者との間で生じた紛争については名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

本規約は、2026年4月24日より施行します。